別添

保保発 0307 第２号
令和５年３月７日

公益社団法人　日本産婦人科医会　会長　殿

厚生労働省保険局保険課長
（　公　印　省　略　）

出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第 23 号）等により、令和５年４月から支給額が 50 万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は、48.8 万円）に引き上げられるとともに、あわせて、出産費用の見える化に取り組んでいくこととなりました。

こうした中で、昨今、産科医療機関等における分娩料金の改定について、報道等により様々な指摘がなされています。つきましては、各産科医療機関等において、分娩料金の改定を行う場合は、相当の周知期間を設けて、料金改定の内容や改定の時期（改定後の料金の対象となる方）、改定の理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いします。

また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和４年 12 月 15 日）に基づき、妊婦の方々が、あらかじめ費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備する観点から、今後新たに設ける「見える化」のためのホームページにおいて、令和６年４月を目途に出産費用の見える化を実施する予定としています。ついては、妊婦の方々が安心して出産できる環境を早期に整備していく観点から、出産費用の見える化の開始に先立って、自院のホームページ等において分娩に要する費用やサービスごとの料金を明示するなど、分かりやすい公表に努めていただくよう、あわせてお願い致します。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。